

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例の制定について

1 これまでの経過と条例制定の趣旨

《経過》

幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て関連3法」が、平成24年8月に成立し、この3法に基づく取組（以下「新制度」という。）が平成27年4月から開始されることとなった。

【子ども・子育て関連3法】

- ◆子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）
 - ◆就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）
 - ◆子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）
- ※支援法及び認定こども園法施行に伴い児童福祉法等関係する法律が整備されたもの。

《条例を新たに制定する基準》

3法において、市町村が条例で定めることとされているのは次の4つの基準である。

- (1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準
- (2) 家庭的保育事業等の設備及び運営の基準
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
- (4) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準

《既存の条例を一部改正する基準》

上記(1)(3)の基準との整合性を図る観点、及び国の要件緩和の観点から、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について、条例の一部改正を行う。

《条例案を提案する市議会（予定）》 平成26年第3回市議会定例会（平成26年9月）

《保育の必要性の認定基準、利用調整基準について》

平成26年5月の国からの通知により、保育の必要性の認定基準については、国の規則に規定する事由に基づき行われるため、保育の必要性の認定の事由について市町村が改めて定める必要はなく、また、就労の事由に関する下限時間については市町村が定める必要があるものの条例での規定は不要とされたことから、本市においては規則で定めることとする。また、利用調整基準については現行と同様に要領で定め、保育の必要性の認定基準と併せて7～8月にパブリックコメントを実施する予定である。

《利用者負担について》

新制度における利用者負担については、定め方については国から明確に示されていないため、根拠法や旧厚生省通知の適用範囲等について引き続き調査し、条例又は規則により平成27年3月頃に定める予定である。

※市としての公定価格についての考え方及び仮単価については、平成26年6月～7月頃に示す予定である。

2 本市における条例制定の考え方

新制度を実施するに当たり、市町村は、国が定める基準を踏まえて条例等で基準を定めることとなっている。国が定める基準には「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」が示されており、地方自治体はこの基準にしたがって条例を定めるものとされている。

区分	従うべき基準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	十分参酌しなければならない基準
条例で異なるものを定めること の許容の程度	法令の基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の基準を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容
国の基準に沿った市の考え方	法目的や要件規定の趣旨に合致した範囲内で市の実情を加えられるか	省令の基準を参考にし、下回るまたは緩和する基準を定めるべき市の実情があるかどうか
条例化の適否	・基準としての継続性を確保することができるか ・市民の理解は得られるか	

本市の考え方の方向性

- 「従うべき基準」については、国の基準より上回るべき本市の実情がある場合は、本市の独自基準を定める。
- 「参酌すべき基準」については、緩和すべき本市の実情がある場合は、本市の独自基準を定める。
- 「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」との整合を図る。

3 条例の制定又は一部改正する基準の概要

(1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

ア 制定する条例名

「(仮称)川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」

イ 条例制定の理由

幼保連携型認定こども園については、新制度における新たな施設類型として、都道府県又は政令・中核市が認可することとなることから、認可基準である学級の編成、職員、設備及び運営の基準について、本市においても、認定こども園法第13条第1項に基づいて条例で定めるものである。

ウ 独自基準を定めるもの

項目	国の基準	本市の基準	独自基準を定める考え方
【園舎に備えるべき施設】 乳児室の面積 (従うべき基準)	1.65㎡×満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数	3.3㎡×満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数	国の「従うべき基準」ではあるが、本市において「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」で、市民ニーズである保育受入枠の確保を図りつつも保育環境をより一層充実させる観点から、乳児室面積を国よりも高い基準で定めているところであり、本条例についても、児童福祉の観点からこの考え方を踏まえ、国よりも高い基準を設ける。
【保育時間等】 開園日 開園時間 (参酌すべき基準)	定めなし	○1年の開園日は、日曜日・国民の祝休日・年末年始を除いた日を原則とする。 ○1日の開園時間は、原則11時間とする。	児童福祉の観点から、本市における多様な就労実態や都市部に共通の通勤事情などを踏まえ、認可保育所と同様の基準を新たに設ける。

(2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

ア 制定する条例名

「(仮称)川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」

イ 条例制定の理由

家庭的保育事業等（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4類型）については、新制度における新たな施設類型として、市町村が認可することとなることから、認可基準である設備及び運営の基準について、本市においても児童福祉法第34条の16に基づいて条例で定めるものである。

ウ 独自基準を定めるもの

項目	国の基準	本市の基準	独自基準を定める考え方
【設備の基準】 定員20名以上の事業所内保育事業の乳児室面積 (参酌すべき基準)	1人あたり1.65㎡	1人あたり3.3㎡	本市において「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」で、市民ニーズである保育受入枠の確保を図りつつも保育環境をより一層充実させる観点から、乳児室面積を国よりも高い基準で定めているところであり、本条例についても、児童福祉の観点からこの考え方を踏まえ、国よりも高い基準を設ける。
【保育時間等】 開所日 開所時間 (参酌すべき基準)	定めなし	○1年の開所日は、日曜日・国民の祝休日・年末年始を除いた日を原則とし、施設類型の実情に応じたものとする。 ○1日の開所時間は、11時間を原則とし、施設類型の実情に応じたものとする。	児童福祉の観点から、本市における多様な就労実態や都市部に共通の通勤事情などを踏まえ、認可保育所と同様の基準を新たに設ける。

(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

ア 制定する条例名

「(仮称) 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」

イ 条例制定の理由

新制度では、教育・保育施設（保育所、認定こども園、新制度に移行する幼稚園）及び地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）は、認可基準及び運営に関する基準を満たすことが求められており、市町村は施設・事業者からの申請に基づいて、これらの施設・事業が給付の対象となることを確認することとされている。したがって、本市においても、支援法第34条第3項及び第46条第3項に基づいて利用定員、運営及び特例給付に関する基準について条例で定めるものである。

ウ 独自基準を定めるもの

法の趣旨を鑑みて、国の基準どおりとし、本市の独自基準は定めない。

(4) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 ※条例の一部改正

ア 一部改正する条例名

「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」

イ 条例改正の理由

保育所については、児童福祉施設であると同時に、新制度における特定教育・保育施設でもあり、また、幼保連携型認定こども園についても(1)の基準を定めるため、上記(1)(3)の基準との整合を図る観点から、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について、条例の一部改正を行う。

ウ 改正に伴い本市独自基準を定めるもの

項目	国の基準	本市の基準	独自基準を定める考え方
【保育時間等】 開所日 開所時間 (参酌すべき基準)	定めなし	○保育所の1年の開所日は、日曜日・国民の祝休日・年末年始を除いた日を原則とする。 ○1日の開所時間は、11時間を原則とする。	児童福祉の観点から、本市における多様な就業実態や都市部に共通の通勤事情などを踏まえ、基準を新たに設ける。

(5) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

ア 制定する条例名

「(仮称) 川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」

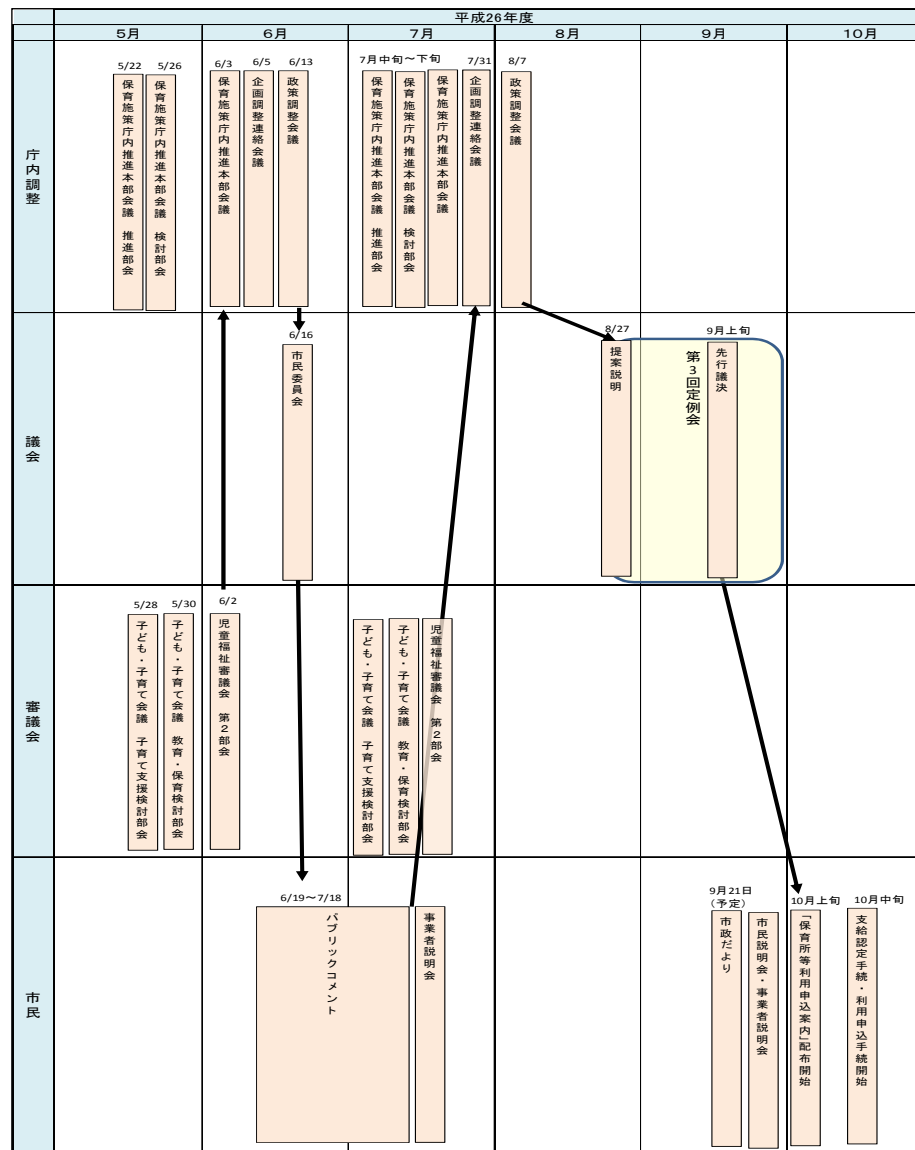
イ 条例制定の理由

新制度では、市町村、及び国・都道府県・市町村以外のものであらかじめ市町村長に届け出た者は、放課後児童健全育成事業を行うことができるとされている。市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について条例で定めることとされていることから、本市においても改正児童福祉法第34条の8の2に基づいて条例で定めるものである。

ウ 独自基準を定めるもの

法の趣旨を鑑み、国の基準どおりとする。ただし、設備の基準については、条例の施行以前に放課後児童健全育成事業を実施しており、かつ、本基準を満たしていない事業所についての経過措置を設ける。

4 条例制定又は一部改正のスケジュール



幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例について

1 条例制定の経過と趣旨

■認定こども園法の改正により、平成27年4月から新たな単一の学校および児童福祉施設を創設するにあたって、政令市が単一の認可・指導監督権を持つこととなったことから、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（認定こども園法）第13条第1項に基づいて、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、認可基準条例を定めることとなった。

■現行制度と新制度における幼保連携型認定こども園の比較（抜粋）

	根拠法	認可権者	基準
現行の幼保連携型認定こども園	【幼稚園部分】学校教育法 【保育所部分】児童福祉法 【認定こども園】認定こども園法	【幼稚園部分】都道府県知事 【保育所部分】政令市市長 【認定こども園】都道府県知事	【幼稚園部分】幼稚園設置基準 【保育所部分】川崎市児童福祉施設 の設備及び運営基準条例 【認定こども園】認定こども園の 認定の基準
新たな幼保連携型認定こども園	認定こども園法	政令市市長	川崎市幼保連携型認定こども園 の設置および運営に関する基準 条例（今回の設置基準）

■国が定める基準において、「従うべき基準」と「参酌基準」は次のとおり。

従うべき基準	参酌すべき基準
○学級の編成、配置するべき園長・保育教諭・その他の職員、その員数 ○保育室の床面積その他設備にあって、子どもの健全な発達に密接に関連するもの ○運営に関する事項にあって、子どもの適切な処遇の確保、秘密の保持、子どもの健全な発達に密接に関連するもの	左記以外のもの

2 検討中の条例の概要

（1）総則

- この基準は、幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な養育または訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されるものを保障するものである。
- 市長は、子ども・子育て会議の意見を聴き、基準の向上に常に努めると同時に、それを幼保連携型認定こども園に勧告することができる。

（2）学級編制・職員

＜①学級編制／従うべき基準＞

- 保育認定の有無にかかわらず、満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間は学級を編制する。（それ以外は学級編成を求めない。）
- 一学級の園児数は、35人以下を原則とする。
- 学級編成は、年度の初日前日に同年齢の幼児での編成を原則とする。

＜②職員配置基準（学級編制基準）／従うべき基準＞

- 各学級ごとに担当する専任の保育教諭等を一人以上置かなければならない。特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は学級数の三分の一の範囲内で専任の助保育教諭若しくは講師による代替も可能である。
- 1学級の幼児数は35人以下を原則とする。
- 園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は以下の員数以上とする。ただし、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人
満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

- 「員数」とは、副園長（幼稚園教諭免許及び保育士資格を有する者）、主幹保育教諭、指導保育教諭、（助）保育教諭、又は講師で園児の教育及び保育に直接従事するものの数をいい、園児の区分ごとの合算した数とする。
- 園長が専任でない場合は、この表に定める員数を1人増加するものとする。

＜③調理員の配置／従うべき基準＞

- 調理員は必置とする。ただし、調理業務の全部を外部委託又は外部搬入する場合は調理員の配置は不要とする。

＜④その他の職員の配置／従うべき基準＞

- 副園長や教頭は、いずれかを置くよう努めることとする。
- 主幹養護教諭、養護（助）教諭、事務職員は置くよう努めることとする。

＜本市の対応策＞

- ◆法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。

（3）設備

＜①園舎及び園庭／従うべき基準＞

- 園舎及び園庭を備えなければならない。
- 園舎は2階建て以下を原則とする。特別の事情があるときは、3階建て以上とすることができる。
- 保育室等の設置階については、
 - 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については、1階に設置することを原則とし、園舎が耐火建築物で、保育所で求められている待避設備等（階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等）を備える場合は、2階に設置可。
 - 満3歳未満の園児に係る乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については、園舎が耐火建築物で、保育所で求められている待避設備等（階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等）を備える場合は、3階以上に設置可。
- 園舎の面積については、アとイの面積を合算した面積以上とする。

ア）学級数に応じた面積

学級数	面積（㎡）
1学級	180
2学級以上	320+100×（学級数-2）

イ）満3歳未満の園児数に応じた居室面積

【国の基準】

居室	面積基準
乳児室	1.65㎡×満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数
ほふく室	3.3㎡×満2歳未満の園児のうちほふくするものの数
保育室又は遊戯室	1.98㎡×満2歳以上の園児数

【本市の独自基準】

居室	面積基準
乳児室又はほふく室	3.3㎡×満2歳未満の園児数
保育室又は遊戯室	1.98㎡×満2歳以上の園児数

■園庭の面積については、アとイを合算した面積以上とする。

ア) 満3歳以上の面積は、以下の学級数か園児数による面積のうちいずれか大きい面積以上とする。

学級数	面積 (㎡)
2学級以下	330+30×(学級数-1)
3学級以上	400+80×(学級数-3)

または、3. 3㎡×満3歳以上の園児数

イ) 満2歳以上満3歳未満の園児数×3. 3㎡

■園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを前提とする。

＜②園舎に備えるべき設備／従うべき基準＞

■職員室、乳児室又はほふく室（満2歳未満の保育を必要とする園児が在園する場合）、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備を備えなければならない。特別の事情があるときは、保育室と遊戯室および職員室と保健室はそれぞれ兼用可能。

■保育室（満3歳以上の園児について）は学級数を下回ってはならない。

＜③調理室等の設置／従うべき基準＞

■自園調理による食事の提供の場合は、調理室の設置を原則とする。

■外部搬入による食事の提供の場合は、独立した調理室ではなく、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

■ただし、食事の提供をすべき子どもの数が20人未満である場合は、自園調理の場合であっても、独立した調理室ではなく、提供すべき人数に応じて必要な調理設備を備えていれば可とする。

＜④飲料水用設備等／従うべき基準＞

■飲料水設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

＜⑤その他の設備、器具及び教具／準すべき基準＞

■放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児洗浄用設備、図書室、会議室は、設置に努める。

■学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の器具及び教具を備えなければならない。

＜本市の対応案＞

◆法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。ただし、乳児室の面積(それに基づく園舎の面積)については、「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」で、保育環境をより一層充実させる観点から、国の基準を上回る面積基準としているところであり、本条例についても児童福祉の観点からこの考え方を踏まえ、1人当たり3. 3㎡を基準とする。

(4) 運営

＜①教育週数・教育時間／従うべき基準＞

■毎学年の教育日数は、特別の事情がある場合を除き、39週を下ってはいけない。

■1日当たりの標準的な教育時間は、4時間を標準とする。

＜②保育時間等／準すべき基準＞

【国の基準】

■保育を必要とする子どもに該当する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とする。

【本市の独自基準】

上記に加えて、

■1年の開園日は、日曜・国民の祝日、年末年始を除いた日を原則とする。

■1日の開園時間は、原則11時間とする。

＜③子育て支援事業の内容／準すべき基準＞

■その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし、当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

■その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう、努めるものとする。

＜④幼保連携型認定こども園である揭示／準すべき基準＞

■建物又は敷地の見やすい場所に幼保連携型認定こども園である旨を揭示しなければならない。

＜⑤園児の教育に対する適合義務(学校教育法施行規則の準用)／従うべき基準＞

■園児が心身の状況により教育を受けることが困難な場合、その状況に適合するようにしなければならない。

＜⑥平等取扱い、⑦虐待・懲戒権限濫用の禁止、⑧秘密保持(以下、児童福祉施設の認可基準の準用)／従うべき基準＞

■基本的に保育所と同様とする。

＜⑨研修、⑩地域との交流及び連携、⑪保護者との連絡／準すべき基準＞

■基本的に保育所と同様とする。

＜⑫他の学校又は社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準の準用／

準すべき基準(ただし書き以降は従うべき基準)＞

■幼保連携型認定こども園に他の学校や社会福祉施設を併せて設置するとき、必要に応じその設備及び職員を兼ねることができる。ただし、園児の教育・保育に直接従事する職員については、兼ねられない。

＜⑬食事の提供／従うべき基準＞

■食事の提供については、変化に富んだ献立を、園児の健全な発育に必要な栄養量を含まないとしない。

■食事の提供方法については自園調理を原則とし、満3歳以上の園児については、以下の要件を満たす限り、外部搬入を可とする。

＜満3歳以上児に対する食事について外部搬入可とする要件＞

○食事の提供責任が保育所にあり、その管理者が衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制等になっていること。

○栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、必要な配慮が行われること。

○調理業務の受託者は、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

○幼児の年齢、発達段階、健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮等について適切に対応することができること。

○食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

＜⑭施設及び設備の位置(幼稚園設置基準の準用)／従うべき基準＞

■幼保連携型認定こども園の位置は、教育上適切で、通園の際、安全な環境に定めなければならない。

＜本市の対応案＞

◆法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。ただし、1年の開園日と1日の開園時間については、本市における多様な就労実態や都市部に共通の運動事情などを踏まえ、国の基準にない独自項目として、開所日・開所時間に関する基準を設けるものとする。

3 既存施設からの移行の特例について

＜①現行の幼保連携型認定こども園からの移行に係る特例／従うべき基準＞

■施行日から起算して5年間は、みなし幼保連携型認定こども園の職員配置および設備については、なお従前の例によることができる。

＜②幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例／従うべき基準＞

■施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭に関して、幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者とする。

＜③既存の幼稚園から移行する場合の特例／従うべき基準＞

■保育室等の2階設置について、耐火建築物で、園児の退避上必要な設備を備えている場合は、設置可。

■園庭の面積について、幼稚園基準の面積基準(1学級330㎡等)と満2歳児の保育所面積基準(1人につき3. 3㎡)を満たしていれば、設置可とする。

＜④既存の保育所からの移行の場合の特例／従うべき基準＞

■保育室等の2階設置について、園舎が準耐火建築物であっても、保育所基準(待避上必要な設備)を満たしていれば、設置可。

■満3歳以上の子どもの保育の用に供する園庭の面積が、保育所基準(1人につき3. 3㎡)以上である場合には、幼稚園面積基準(1学級330㎡等)を満たさなくてもよいものとする。

＜⑤建物及び附属設備の一体的設置の特例／従うべき基準＞

■「幼稚園」又は「保育所」を廃止し、当該幼稚園又は保育所の土地や施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合は、以下の要件を全て満たす場合には、建物及び附属設備が同一の敷地内でない場合であっても設置可とする。

○教育・保育の適切な提供が可能であること。 ○移動時の安全が確保されていること。

○安全かつ日常的に利用できる場所であること。

＜本市の対応案＞

◆法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。

家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例について

1 条例制定の経過と趣旨

①条例制定の経過と趣旨

■子ども・子育て支援新制度においては、従来の認可保育所（定員20名以上）の枠組みに加え、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を市町村による認可事業（家庭的保育事業等）として、児童福祉法に位置づけた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みの中で、利用ニーズにきめ細かく対応することとしている。

②家庭的保育事業等の類型

■家庭的保育事業等は児童福祉法により、次の4類型が位置づけられている。

類型	特徴
①家庭的保育事業	・定員5名以下（家庭的保育者の居宅その他様々なスペースで実施）
②小規模保育事業	A型 ・定員6～19名（保育所分園に近い類型）
	B型 ・定員6～19名（A型とC型の中間的な類型）
	C型 ・定員6～10名（家庭的保育事業[グループ型]に近い類型）
③事業所内保育事業	・事業所の従業員の子ども（従業員枠）＋地域の保育を必要とする子ども（地域枠）から成り、地域枠部分が利用調整の対象 ※従業員枠と地域枠の割合は国の政省令に基づき、市が定める。 ・定員の定めはない
④居宅訪問型保育事業	・保育を必要とする子どもの居宅で実施（定員1人） ※障害、疾病等により集団保育が困難な乳幼児保育所等が撤退した場合に継続利用を確保するための受け皿として対応 ひとり親家庭で夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応

③設備及び運営基準条例の制定について

■厚生労働省令で定める基準に従い、又は参酌し、小規模保育事業等の各類型の設備及び運営基準（＝最低基準）について市町村が条例を定めることとされている。

④従うべき基準と参酌すべき基準

■国の基準に基づき、緩和することができない従うべき基準と、市町村の独自性を鑑み別途基準を定めることが可能な参酌すべき基準がある。

主な従うべき基準	参酌すべき基準
○職員の配置、資格、員数 ○乳幼児の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの ・保育所等との連携（連携施設）・利用乳幼児を平等に取り扱う原則 ・虐待等の禁止 ・懲戒に係る権限の濫用禁止 ・秘密保持等 ・食事の提供 ・調理設備 ・保育の内容	左記以外のもの

2 検討中の条例の概要

（1）総則関係（省令の規定）

①最低基準の目的・向上、一般原則など／参酌すべき基準

- 利用乳幼児の心身の健やかな育成を保障することを目的とし、常にその最低基準の向上に努める。
- 利用乳幼児の人権へ配慮し人格を尊重する。
- 地域社会との交流及び、利用乳幼児の保護者、地域社会に対する、運営内容を適切に説明する。
- 自己評価の実施及び定期的な外部評価受審による改善を図る。
- 構造設備は採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び危害防止に考慮して設ける。

②保育所等との連携／従うべき基準

- 家庭的保育事業等による保育の提供終了後の満3歳以上の児童に対し、保育所、幼稚園、認定こども園など連携施設を適切に確保し保育の継続性の確保を図る。
- 連携施設による、集団保育の体験、相談助言に関する支援の実施及び必要に応じた代替保育を実施する。

（1）総則関係（省令の規定） つづき

③非常災害／参酌すべき基準

- 軽便消火器等の消火用具、非常口等の設備の設置、非常災害に対する定期的な訓練を実施する。

④家庭的保育事業者等の一般的要件及び知識及び技能の向上、研修の確保／参酌すべき基準

- 健全な心身を有し豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熟意があり、できる限り児童福祉事業の理論と実際について訓練を受けたものであること。
- 常に自己研鑽に励み必要な知識及び技能の習得、維持に努め研修の機会を確保する。

⑤他の社会福祉施設との合築の場合の基準／参酌すべき基準

- 他の社会福祉施設等と併せて設置する場合は施設及び職員の一部を兼ねることができる。（保育室及び保育に直接従事する職員の共用は禁止【従うべき基準】）

⑥平等原則、虐待の禁止、懲戒権限の濫用禁止／従うべき基準

- 利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に係る費用負担による差別取り扱いの禁止
- 利用乳幼児に対し、身体的、性的、ネグレクト、心理の各類型による虐待の禁止及びその他有害な影響を与える行為を禁止する。また福祉を逸脱した懲戒の禁止。

⑦衛生管理／参酌すべき基準

- 使用する設備・食器、飲用水の衛生的な管理及び必要な措置の実施。感染症又は食中毒の発生しないよう、または、蔓延しないような必要な措置の実施。
- 必要な医薬品その他の医療品の配備及び適正な管理の実施。職員の清潔保持及び健康状態の管理。

⑧食事／従うべき基準

- 施設内調理の実施、変化に富み健全な発育に必要な栄養量を含有し、利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮するものとする。また、事前に献立を作成し、健康な生活の基本として食を営む力の育成に努める。

⑨食事の提供の特例／従うべき基準

- 食事を連携施設等から外部搬入する場合であっても、加熱、保存等の設備を備えるものとする。
- 調理業務を委託する場合であっても、栄養士から献立等について栄養の観点から必要な配慮が行われること。また、その受託者は給食の趣旨を十分に認識し衛生面、栄養面等調理業務を適切に遂行できる能力を有するものとする。利用乳幼児の年齢、発達、健康状態に応じた食事の提供。アレルギー、アトピー等の配慮、必要な栄養素の給与等、食事の内容、回数、時期に適切に応じることができること。
- 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、発育及び発達過程に応じた食に関し配慮すべき事項を定めた食育計画に基づき食事を提供するよう努めること。

⑩搬入施設／従うべき基準

- 外部搬入する場合の施設は、連携施設、当該事業者と同一または関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育所、社会福祉施設、医療機関とする。

⑪健康診断／参酌すべき基準

- 利用乳幼児に対して、利用開始時を含め少なくとも年2回の健康診断を学校保健安全法に準じて実施すること。但し児童相談所等において事前に同様の健康診断が行われた場合は実施しないことができる。
- 当該健康診断をした医師は、必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児記録表に記入するとともに、必要に応じて保育の提供又は措置を解除又は停止する等の必要な手続きをとることを勧告する。

⑫内部規定／参酌すべき基準

- 運営について次に掲げる重要事項に関する規定を定めること。事業の目的、運営方針、保育の内容、職員の職種、員数及び職務の内容、開所日及び開所時間、保育料以外の保護者負担金の種類及び金額、利用定員及びその区分、入園及び退園及び利用にあたっての留意事項、緊急時の対応、非常災害対策、虐待防止措置など

⑬帳簿類／参酌すべき基準

- 職員、財産、収支、利用児童の処遇の状況に関する帳簿を整備する。

⑭秘密保持／従うべき基準

- 職員は在職中、退職後も業務上知りえた乳幼児に関するまたは家族に関する秘密を漏らしてはならない。

⑮苦情対応／参酌すべき基準

- 保育に対する苦情に迅速に対応するため、苦情受付窓口の設置など必要な措置講ずること。また、市町村から、指導又は助言を受けた場合はそれらに従い必要な改善を行うこと。

本市の方針 総則関係

総則関係については、本市の実情に、国の基準と異なる基準とすべき事情がないことから、すべて国基準とおりとする。

(2) 地域型保育事業の類型ごとの設備・人員等の基準（省令の規定）

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業	従/参	
		A型	B型	C型				
設備及び面積	居室	保育を行う専用居室9.9㎡以上 (保育をする乳幼児が3人を超える場合は、3人を超える人数1人につき3.3㎡以上を加えた面積)	0・1歳 →乳児室又はほふく室 3.3㎡以上/1人 2歳 保育室又は遊戯室 1.98㎡以上/1人			<定員20名以上> 認可保育所と同じ ・0・1歳 →乳児室又はほふく室 乳児室1.65㎡以上/1人 ほふく室3.3㎡以上/1人 ・2歳 →保育室又は遊戯室 1.98㎡/1人	児童の居宅で保育	参酌
	調理設備	調理設備を有し自園調理とする。		定員20名以上調理室 定員19名以下調理設備		※事業所に事業を運営するための専用の区画を設けること。		従う
	屋外遊技場	同一敷地内に遊戯等に 適当な広さの庭 ※付近の代替地可 満2歳以上児1人につき 3.3㎡以上	屋外遊技場 満2歳以上1人あたり3.3㎡ ※付近の代替地でも可					参酌
耐火基準等	一般の住宅のため、特に 基準無し ※但し火災報知機及び 消火器の設置、消火訓練、 避難訓練の定期実施が必要	保育所に準じた基準(保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物、避難用階段等の設置、更に階層ごとに上乗せ基準有り)			保育所に準じた基準 ※小規模保育事業 A Bと同じ	—	参酌	
職員配置等	保育従事職員数	0~2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く 場合5:2	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 更に1名追加配置		家庭的保育事業と同じ	<定員20名以上> 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育事業 A Bと同じ	0~2歳児 1:1	従う
	資格要件	家庭的保育者 ※市町村の研修を修了した保育士等 (+家庭的保育補助者)	保育士	保育士 1/2以上	家庭的保育事業と同じ	<定員20名以上> 保育所と同様 <定員19名以下> 小規模保育事業 A Bと同じ	家庭的保育者	従う
	調理員	調理員 *保育を行う子どもが3人 以下の場合、家庭的保育 補助者で対応可 ※調理業務の全部委託、食事の 提供の特例により搬入施設から 食事を搬入する場合は不要 ※平成31年度末までの間に 設置する旨の経過措置有	調理員				—	従う
	嘱託医	嘱託医の配置が必要である。(連携施設と同一の嘱託医に委嘱し、 合同健診も可能である。)						—
保育時間	1日8時間を原則とし、利用保護者の労働時間等を考慮し決定							参酌

(3) 連携施設等

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業	従/参
		A型	B型	C型			
連携施設	連携施設の設定が必要				連携施設の設定が必要 ※卒園後の受け皿の確保は地域枠のみ ※定員20人以上は、卒園後の受け皿のみの連携	一律には求めない。 * 障害や疾病のある子ども の個別ケアを行う場合には、 それに関するバックアップ 等の形で必ず設定を求める。 (その際の施設種別は市が指定)	従う
※連携施設の確保が著しく困難で適切な支援ができると市町村が認めた場合は平成31年度末までの間、連携施設を確保しなくとも可							

- 連携施設
保育所、幼稚園、認定こども園
- 連携施設が担う役割
 - i 保育内容の支援(給食に関する支援、園庭開放、合同保育、後方支援、行事への参加等)
 - ii 必要に応じて代替保育の提供(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等)
 - iii 小規模保育事業等の卒園後、引き続き当該児童を受け入れて、教育又は保育を提供
- 連携のあり方
小規模保育事業者と教育・保育施設の間で調整し、設定することを基本とする。
必ずしも1:1の関係ではなく、1:複数、複数:1、複数:複数も認める。
特に経費が必要となる場合や確実な履行が担保されるべき事項(給食の連携施設からの外部搬入、合同での嘱託医健診、卒園後の受け皿として連携施設に優先的な利用枠を設ける場合)は、協定書等の締結。
- 連携に関する情報公開
協定書等を締結した場合は、連携関係施設を明示する。(情報公開の対象事項)
- 経過措置を適用する場合、3歳以降、引き続き保育の利用を希望する保護者に対しては、市町村での利用調整において、優先度を上げること等の円滑継続利用に結びつけるための措置が必要となる。

本市の対応方針

- ①設備の基準について
■ 居室については、定員20人以上の事業所内保育事業に限り、本市の認可保育所に準じて0・1歳児の乳児室又はほふく室を乳幼児1人につき3.3㎡以上とする。それ以外については、特に基準以上に考慮すべき地域の実情もないことから国の基準どおりとする。
- ②耐火基準等について
■ 特に国基準以上に考慮すべき地域の実情もないことから国の基準どおりとする。
- ③職員配置等について
■ 特に国基準以上に考慮すべき地域の実情もないことから国の基準どおりとする。
- ④保育時間等について
■ 保育時間については、国の基準に沿った基準とするが、本市独自の規定として、小規模保育事業A型・B型については、開所日及び開所時間については、本市の認可保育所に準じて規定する。(原則として開所日は日曜・祝日・年末年始を除く日とし、1日の開所時間を11時間とする。)ただし、C型については、職員配置の基準が家庭的保育事業と同じため、国基準どおりとする。
- ⑤連携施設について
■ 連携施設についての基準は新たに設けられたものであり、特に基準以上に考慮すべき地域の実情もないことから国の基準どおりとする

今後検討を要する課題

- 家庭的保育事業における給食の提供
- 嘱託医の確保
- 連携施設の確保(家庭的保育事業については、既に確保)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例について

(※特定教育・保育施設とは、子ども・子育て支援法に基づく確認を受けた認定こども園、幼稚園、保育所をい、特定地域型保育事業とは、同じく確認を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業をいう。)

1 条例制定の経過と趣旨

<①条例制定の経過と趣旨>

■子ども・子育て支援新制度においては、保育所、幼稚園、家庭的保育事業等が、児童福祉法や学校教育法等に基づく認可等を受けていることを前提に、各施設又は事業の種類に従い、認定区分ごとの利用定員を定めたと上で確認を行って、給付を受けることとされている。

◇認可・確認のイメージ 各施設・事業 → **認可** → **確認** → 給付

■したがって、各施設・事業の設置者又は事業者は、

- ①児童福祉法や学校教育法等に基づく「認可基準等」を遵守すること、
- ②子ども・子育て支援法に基づく「運営基準」に従うことが求められることとなる。

■そして、この「運営基準」については、国が内閣府令で定める基準に従い、又は、参酌し、市町村が条例で定めることとされている。

<②条例への委任方法>

■内閣府令により、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」とされている事項は以下のとおり。

従うべき基準	参酌すべき基準
○利用定員に関する基準 ○運営に関する基準で、子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに健全な発達に密接に関連するもの <ul style="list-style-type: none"> ・内容及び手続の説明及び同意に関すること ・利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等に関すること ・あっせん、調整及び要請に対する協力に関すること ・特定教育・保育施設等との連携に関すること（地域型保育に限る） ・利用者負担額等の受領に関すること ・教育・保育の取扱方針に関すること ・子どもへの平等原則、虐待等の禁止、懲戒に係る権限の濫用禁止、秘密保持等に関すること ・事故発生の防止及び発生時の対応に関すること など 	左記以外の事項

2 検討中の条例の概要

(1) 利用定員に関する基準 (※利用定員：給付を受けるための確認制度上の定員<認可定員：従来からある認可制度上の定員)

<①利用定員の数/従うべき基準>

■施設又は事業（以下「施設等」という）は、その利用定員の数を以下のとおりとする。

認定こども園及び保育所	幼稚園	家庭的保育事業	小規模保育事業A型・B型	小規模保育事業C型	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
20人以上	制限なし	1人以上 5人以下	6人以上 19人以下	6人以上10人以下 (ただし5年の間は15人以下)	制限なし	1人

<②利用定員の認定区分/従うべき基準>

■施設等は、施設の区分又は事業の種類に応じて、以下の区分ごとに利用定員を定めるものとする。

認定こども園	幼稚園	保育所	地域型保育事業
1号、2号、3号(0歳、1・2歳)	1号	2号、3号(0歳、1・2歳)	3号(0歳、1・2歳)

<本市の対応案>

(※1号：教育標準時間認定、2号：満3歳以上・保育認定、3号：満3歳未満・保育認定)

◆利用定員に関する基準は、法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。

(2) 運営に関する基準

<①内容及び手続(重要事項)の説明及び同意/従うべき基準>

■施設等は、教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類・名称・連携協力の概要(地域型保育に限る)、職員の勤務体制、利用者負担その他の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければならないこととする。

<②正当な理由のない提供拒否の禁止等(応答義務)/従うべき基準>

■施設等は、保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ拒んではならないこととする。
 ■認定こども園又は幼稚園は、利用の申込みに係る1号子どもの数と現に利用している1号子どもの総数が、当該施設又は事業の1号子どもの利用定員の総数を超える場合においては、抽選、先着順、理念等に基づく選考その他公正な選考方法をあらかじめ保護者に明示した上で、選考しなければならないこととする。

<③あっせん、調整及び要請に対する協力/従うべき基準>

■施設等は、当該施設又は事業の利用について、市町村が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならないこととする。

<④支給資格等の確認、⑤支給認定の申請に係る援助/参酌すべき基準>

■施設等は、教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証によって、支給認定の有無、区分、有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。
 ■施設等は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

<⑥心身の状況等の把握、⑦小学校等との連携、⑧教育・保育の提供の記録/参酌すべき基準>

■施設等は、教育・保育の提供に当たっては、子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。
 ■施設等は、教育・保育の提供の終了に際しては、小学校における教育又は他の教育・保育施設等において提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報の提供その他の密接な連携に努めなければならない。
 ■施設等は、教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

<⑨特定教育・保育施設等との連携(地域型保育に限る)/従うべき基準>

■地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く)は、地域型保育が適正かつ確実に実施され、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、以下に掲げる事項(利用定員が20人以上の事業所内保育事業にあってはウのみ)に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所を適切に確保しなければならない。(ただし、5年の経過措置あり)

- ア) 地域型保育の提供を受けている子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、地域型保育の適切な提供に必要な相談、助言その他の保育の内容に関する支援
- イ) 代替保育(職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、代わって提供する保育)の提供
- ウ) 地域型保育の提供の終了に際して、当該子どもに係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

<⑩利用者負担額等の受領/従うべき基準>

■施設等(私立保育所は除く)は、教育・保育を提供した際は、保護者から当該教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。
 ■施設等は、上記の支払を受ける額のほか、教育・保育の提供に当たって、当該教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払(上乗せ徴収)を保護者から受けることができる。

(2) 運営に関する基準～つづき

<⑩利用者負担額等の受領／従うべき基準～つづき>

■施設等は、上記の支払を受ける額のほか、教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、以下に掲げる費用の額の支払（実費徴収）を保護者から受けることができる。

- ア) 日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
- イ) 教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
- ウ) 食事の提供に要する費用（3号子どもの食事の提供に要する費用を除き、2号子どもについては主食の提供に係る費用に限る）
- エ) 施設又は事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- オ) 上記の他、施設又は事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの。

■施設等は、上記上乗せ徴収と実費徴収の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支払を求める理由を書面で明らかにし、保護者に説明を行って、同意を得なければならない。

<⑪給付費等の額に係る通知等／準すべき基準>

■施設等は、法定代理受領により教育・保育に係る給付費等の支給を受けた場合は、保護者に対し、当該保護者に係る給付費等の額を通知しなければならない。

<⑫教育・保育の取扱方針／従うべき基準>

■施設等は、その教育・保育の提供を、施設等の区分に応じて、以下の要領・指針に基づき、又は、準じて行うものとする。

幼保連携型 認定こども園	認定こども園	幼稚園	保育所	地域型保育事業
幼保連携型認定 こども園教育・保育 要領に基づく	幼稚園教育要領及 び保育所保育指針 に基づき、 幼保連携型認定こ ども園教育・保育要 領を踏まえる	幼稚園教育要領に 基づく	保育所保育指針に 基づく	保育所保育指針に 準ずる

<⑬教育・保育に関する評価等／準すべき基準>

■施設等は、自らその提供する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
■施設等は、定期的に、施設等を利用する保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るように努めなければならない。

<⑭相談及び援助、⑮緊急時等の対応、⑯保護者に関する市町村への通知／準すべき基準>

■施設等は、常に、子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
■施設等の職員は、現に教育・保育の提供を行っているときに、子どもに体調の急変が生じた場合等は、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
■施設等は、教育・保育を受けている子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって給付費等の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

<⑰運営規程／準すべき基準>

■施設等は、以下に掲げる施設等の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- ア) 施設・事業の目的及び運営の方針
- イ) 提供する教育・保育の内容
- ウ) 職員の職種、員数及び職務の内容
- エ) 教育・保育の提供を行う日（学期を含む）及び時間、提供を行わない日
- オ) 保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- カ) 子どもの区分ごとの利用定員
- キ) 施設・事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（選考方法を含む）
- ク) 緊急時等における対応方法
- ケ) 非常災害対策
- コ) 虐待の防止のための措置に関する事項
- サ) その他施設・事業の運営に関する重要事項

<⑱勤務体制の確保等、⑲定員の遵守、⑳掲示／準すべき基準>

■施設等は、子どもに対し、適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。
■施設等は、利用定員を超えて教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における教育・保育に対する需要の増大への対応や災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
■施設等は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の施設又は事業の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

<㉑平等原則、㉒虐待等の禁止、㉓懲戒に係る権限の濫用禁止、㉔秘密保持等／従うべき基準>

■施設等においては、子どもの国籍、信条、社会的身分又は教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。
■施設等の職員は、子どもに対し、虐待その他子どもに心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
■施設等の管理者は、懲戒に関し子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
■施設等の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

<㉕情報の提供等、㉖利益供与等の禁止／準すべき基準>

■施設等は、施設等を利用しようとする保護者が、適切に施設等を選択できるように、当該施設等が提供する教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
■施設等は、利用者支援事業を行う者などに対し、当該施設等を紹介する対価として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

<㉗苦情処理、㉘地域との連携等／準すべき基準>

■施設等は、その提供した教育・保育に関する子ども又は保護者その他の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
■施設等は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

<㉙事故発生の防止及び発生時の対応／従うべき基準>

■施設等は、事故の発生又はその再発を防止するため、以下に定める措置を講じなければならない。

- ア) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等について記載された事故発生防止のための指針の整備
- イ) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じて改善策を従業員に周知徹底する体制の整備
- ウ) 事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修の定期的実施。

■施設等は、子どもに対する教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該子ども家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

<㉚会計の区分、㉛記録の整備／準すべき基準>

■施設等は、教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。
■施設等は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

<本市の対応案>

◆運営に関する基準については、法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。

(3) 特例給付費に関する基準

<①特別利用保育、②特別利用教育、③特別利用地域型保育、④特定利用地域型保育の基準／従うべき基準>

■施設等が特別利用保育等を提供する場合についても、本来の児童福祉施設、幼稚園又は地域型保育事業の認可・設置基準を遵守しなければならない。

<本市の対応案>

◆特例給付費に関する基準は、法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の改正について

1 条例改正の経過と趣旨

<①条例改正の経過と趣旨>

■子ども・子育て支援新制度において、保育所は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を満たすことに加え、特定教育・保育施設として、別に定める「運営に関する基準」を満たすことが求められることとなった。

また、幼保連携型認定こども園についても、別途、「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」を定めることとなり、各基準は、内容的に相互に密接に関連しているため、規定の整理や整合等を図るため、条例の改正を行う。

■また、「保育所における屋外階段設置要件に関する検討会の取りまとめ」に基づき、保育室などを4階以上に設置する場合の、避難用階段などの設置要件を見直すとともに、「保育所における保健師又は看護師の配置特例の全国展開についての通知」に基づき、乳児を入所させる保育所における保育士配置要件の緩和の拡大を図るため、条例の改正を行う。(2(2)の下線部分)

■さらに、本市における多様な就労実態や都市部に共通の通勤事情などを踏まえ、他の自治体の基準条例を参考に、国の基準にない独自項目として、開所日・開所時間に関する基準を新たに設けるため、条例の改正を行う。(2(2)の波線部分)

2 検討中の改正条例の概要

(1) 総則関係

<①規程>

■保育所について、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」により、運営規程を定めることとされたため、所要の整備を図るものとする。

<本市の対応案>

◆**本基準の改正については、運営に関する基準との整合を図るものであり、国の基準どおりとする。**

(2) 保育所に関する基準

<①設備の基準>

■保育室等が設けられている階が4階以上の場合に、避難用として設けられている必要がある施設又は設備として、屋外避難階段に加え、特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段と屋外傾斜路を認めるものとする。

<②職員>

■幼保連携型認定こども園について、「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」により、職員の数等の基準が規定されたこと等に伴い、所要の整備を図るものとする。

<③保育時間等>

■現在、原則8時間の保育時間のみが定められているが、保育所の開所日として、日曜・祝日・年末年始を除く日を原則とし、さらに、開所時間については、11時間を原則とする。

<④公正な選考>

■認定こども園である保育所等における入所児童の選考については、児童福祉法の改正により当面の間、市町村が行うこととなったため、本規定を削除するものとする。

<⑤業務の質の評価等>

■保育所について、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」により、自己評価の実施義務と外部の者による評価の実施の努力義務が定められたことに伴い、規定の追加を行うものとする。

<⑥利用料>

■保育所及び認定こども園について、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」により、上乗せ徴収に関する基準が規定されたことに伴い、本規定を削除するものとする。

<⑦特例幼保連携保育所の特例>

■既存の幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合について、「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」により、移行特例が規定されたことに伴い、本附則を削除するものとする。

<⑧乳児を入所させる保育所に係る保育士数算定の特例>

■乳児を入所させる保育所に係る保育士の数の算定について、これまで、乳児を6人以上入所させる保育所において認められていた、保健師又は看護師を1人に限って保育士と見なすことができる特例措置を、乳児を4人以上入所させる保育所においても認めるものとする。

<本市の対応案>

◆**保育時間等の基準を除き、その他の基準については、新制度の施行に伴い、法改正や他の認可・運営基準との整理・整合を図るものであり、国の基準どおりとする。**

◆**保育時間等に関する基準については、本市における多様な就労実態や都市部に共通の通勤事情などを踏まえ、国の基準にない独自項目として、開所日・開所時間に関する基準を新たに設けるものである。**